

第4回 八戸市生活支援体制整備推進協議会 会議録

日時 平成30年5月24日(木) 13時30分

場所 八戸市庁 別館7階 会議室C

○出席者(7名)

御厨委員、高渕委員、堀内委員、船橋委員、豊山委員、小柳委員、池田委員

○欠席委員(1名)

吉田委員

○事務局

豊川福祉部長兼福祉事務所長、山道福祉部次長兼障がい福祉課長、中里高齢福祉課長、山村地域包括支援センター所長、石木田主査、山口主査兼社会福祉士、島田主査兼社会福祉士、永峯保健師

開会

山口主査 : 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。次第に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

資料は、次第、資料1から資料5でございます。足りない方はいらっしゃいませんでしょうか。

本日は吉田委員が欠席でございます。御出席の委員は7名となっております。八戸市生活支援体制整備推進協議会規則第5条第2項により、協議会が成立しておりますことを御報告いたします。

定刻となりましたので、ただいまより、八戸市生活支援体制整備推進協議会を始めさせていただきます。私は、高齢福祉課の山口と申します。どうぞ、よろしくをお願いいたします。まず始めに、八戸市生活支援体制整備推進協議会 小柳会長より御挨拶をお願いいたします。

会長挨拶

小柳会長 : 本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

先日、私が所属している八戸学院大学の学生を対象に研修が行われたことが新聞報道されたとおり、当協議会で検討した事柄の実現に向けた活動が始まりました。

本日は、こうした取組の状況を委員の皆様に御報告するとともに、生活支援体制整備事業を完全実施するための方策についても検討することとしてお

りますので、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

山口主査：小柳会長、ありがとうございました。

早速、議事に入らせていただきますので、小柳会長に進行をお願いいたします。

報告案件

小柳会長：それでは議事に入りたいと思います。

次第2 報告1「生活支援体制の整備に関するニーズへの対策案の進捗状況について」事務局からお願いします。

島田主査：高齢福祉課の島田と申します。私から御説明いたします。

それでは資料1をご覧ください。前回の第3回協議会におきまして9つの対策をまとめております。もう少しで前回から2ヶ月というところですが、その進捗状況について御報告いたします。

まず、対策1ワークショップの実施についてでございます。取組の内容としましては、市内25の全ての地区においてワークショップを実施するという目標をたてておりました。今年度は残り17地区で実施したいと考えております。進捗状況でございますが、第1回目は6月30日に実施したいということで、三八城地区、根城地区、柏崎地区、江陽地区を併せての開催を考えております。現在、各地区に御説明にあがっているという状況でございます。そして第2回は8月、市川地区、根岸地区、上長地区、下長地区、湊地区でございます。第3回は11月、田面木地区、館地区、豊崎地区、南郷地区です。第4回は1月で、大館地区、東地区、是川地区、中居林地区というように予定しております。

続きまして対策2生活支援サービス事業者の実態調査ということでございます。なぜ実施することにしたかということを確認しますと、平成28年度に高齢者を対象に生活支援サービスの認知度調査を実施したところ、サービスの認知度が低いという結果が出ておりました。それを受けて当協議会において検討したところ、認知度を高めて利用していただくということをする必要があるという意見がまとまっております。しかし、既存の生活支援サービスの利用を増やしていきたいと考えていても、事業者側がどのように受け止めるのかを理解して進めないといけな思われます。いくらサービス利用を促しても、事業者側のキャパシティを超えてしまうことがあるかもしれません。そうしたことがないようにするためには実態調査をする必要があるだろうということで、このような対策がまとまっております。市内の生活支援サービス事業者、この中には一般企業もあれば福祉施設もあると考えておりま

すので、そこを対象に事業状況や今後の方針等を調査するというにしております。進捗状況につきましては準備中でございます。対策3、4も関連付けて実施することを考えております。

次に対策5生活支援体制整備事業・地域包括ケアシステムに関する啓発活動ということで、これは先ほど申し上げた平成28年度調査も関連してきますが、まだまだ地域包括ケアシステムとか生活支援体制整備事業が一般にはなかなか知られていないのではないかとということで、啓発活動は続けていく必要があるということでございました。前回の協議会において堀内委員から広報はちのへの活用は効果的な手法であるという意見がございましたので、広報への記事掲載を検討しているところでございます。

そして対策6高齢者のごみ捨て支援についてですけれども、モデルケースとしては社会福祉法人ぶさん会さんの取組がございました。モデルケースを広めていく必要があるという意見を頂戴しておりました。現在、市内の高齢者支援センター、全国的には地域包括支援センターと言っておりますけれども、そこにお声掛けをして、ごみ捨て支援に関するニーズをお持ちの高齢者を探しているところでございます。今は根城、東根城町内で実施しているんですけれども、それ以外の所でも利用者が出てきたら、その地域で担い手になりそうなところにアプローチをしてモデルケースと同様の取組を提案したり、あるいは先方が新たなアイデアを出してくださるかもしれません、1つずつニーズへの対応を実施していきたいと考えております。

次は対策7高齢者の居場所づくりということで、これはワークショップで実際に住民から挙がった意見でございます。高齢者が行く場所がない、いる場所がないというような声がございました。これについてはどういう居場所を望んでおられるのかというようなニーズの内容が判然としておりませんので、まずは調査をする必要があると考えております。進捗状況としましては、社会福祉法人白銀会さんがそよ風という取組をしております、そこには日によって50人くらい住民の方がいらっしゃって介護予防であったりお食事を楽しんだり、様々な活動をしております。そこにいらっしゃっている方に、参加理由やどういう居場所を望んでいるのか等をお聞きすればニーズが分かるのではないかと考えております。そこで先月4月24日に社会福祉法人白銀会、当協議会会長の小柳様、そして私ども高齢福祉課職員が集まりまして、調査についての打合せを行っております。現在、アンケートの項目を作成している段階でございまして、5月末を目途に仕上げたいと思っております。6月以降に調査を実施して上半期中には当協議会に報告できるようにしたいと考えております。

次の対策8若い世代が生活支援体制の整備や地域包括ケアに興味を持って

もらうための活動でございます。高齢社会を乗り越えていくためにはどうしても若い世代の参画が求められるところでございます。対策につきましては、すでに実施しているワークショップが若い人に働きかける場になっているという意見もございますけれども、それ以外にも何らかの取組が必要ではないかということで、社会福祉協議会と一緒に何かができないか今後考えていきたいと思っております。今のところは検討中でございます。

対策9 学生支援ということで、具体的には2つの要素がございました。1つはワークショップに参加する学生に対して事前に研修会を実施するということと、もう1つは実際にワークショップに参加した際に僅かではありますが謝礼をお支払いすることで活動を奨励するというものでございます。進捗状況としましては、研修については5月17日、18日、21日に17名の学生に対して研修を実施しております。これは先日デーリー東北で報道されておりました。また当日の様子を写した写真がございまして、これを委員の皆様にご覧いただけますのでご覧いただければと思います。そして謝礼の支払いにつきましては予算が確保できましたので順次実施する、早ければ6月30日のワークショップのときにお支払いするというのを考えております。

進捗状況については以上でございます。

小柳会長 : ありがとうございます。ただいまの説明に対する御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

高瀬委員 : 対策7 高齢者の居場所づくりということで、ニーズ調査をした後に具体的な動きを検討するとありますが、各町内には生活館があるので、これを町内会長さん達とやりとりしながら居場所づくりの拠点にするという方法もあるだろうと思っております。例えば生活館には台所があるので、そこで食事を作って提供したりとかはどうか。保健所の許可の関係があると思うんですけども、今後生活館を活用するならば考えていく必要があると思う。集まる場所ができて、ただ場所があればいいということではなくて、食事があるとか、何かやることがあるとか、そういったことが大事ではないかと。今後、保健所の許可のことも含めて検討の余地があるのかなと思います。

小柳会長 : ありがとうございます。今の御意見について事務局から何かありますか。

島田主査 : 居場所づくりのニーズ調査をした結果、居場所に関する具体的な意見が出てくると考えており、そのあと具体化する作業になります。今は社会福祉法人白銀会さんが居場所づくりに取り組んでいますが、自前の設備を地域に提供しています。今後、新たに居場所を作るときにどこにするかという話題になれば生活館が良いという地域も出てくると思われまして。そうなれば各所に御相談しようと考えております。誰が運営するのかについては町内会が積極的なところがあれば、何らかのサークルやクラブ活動が前向きである場合も

あるかもしれません。そのあたりの地域の事情も調べながら推進していきたいところです。仮に場所を提供してもよいという生活館と運営する意向を持つ個人や団体が現れたときには、こちらが仲立ちする形で具体化できればと思っております。

高瀬委員 : もう一つ。社会福祉法の改正に伴って、「うちの設備をどうぞお使いください」という社会福祉法人がどんどん出てきています。こういったところは生活館よりも設備が良いので、その辺も目の付け所かなと思います。ただ、ところによっては施設の立地の問題があるかもしれません。

小柳会長 : ありがとうございます。高瀬委員からお話いただきましたように、社会福祉法改正に伴って公益的な取組、社会貢献的な活動を社会福祉法人が行っているというかたちになっております。全国的な取組としても居場所の提供として施設のホールを開放するという取組なども増えてきているようですので、そういったものが各地域にあるのか、またはやろうとしているのかといったことを把握したうえで、連携していけるようにできればと思います。

他に御意見ございませんか。

豊山副会長 : 情報提供という形ですが。対策6高齢者のごみ捨て支援についてです。根城町内会にもお話してみました。4月に町内会の総会と班長会議がありましたので、そこで役員の方や民生委員の方にお話しました。根城町内会では今ごみ捨て支援を必要とする方はおられない様子なんですけれども、当法人の取組を心に留めておいていただくことになりました。除雪についての反響が多くて、ごみ捨て支援だけではなく除雪支援もお願いしたいという声がありました。あとごみ捨て支援については有料の方が頼みやすいという声がありましたので、1回100円、月500円、1年で6,000円くらいというのはどうだろうかという法人内で話し合ったところです。それが妥当かどうかについては市にも御相談したいと思っていました。除雪については広さによって料金が変わるだろうということで個別に相談していくことにしたいと考えております。今こういった状況です。

高瀬委員 : 良かったですね。有料になるというのはいいことだと思っています。誰も遠慮しないで頼めるという意味でね。全国には700円から1,000円くらいで対応している例もあるように聞いています。例えば社会福祉法人がコーディネーターになって、利用者から700円を頂戴し、うち3割を社会福祉法人が受け取り、残りは直接お手伝いした人にお渡しするという仕組みを作ってもいいのではないかなど。有料とはいっても10,000円、20,000円、50,000円というような多額でなく、100円から1,000円くらいなら理解が得られるのではないかと思います。コーディネーター役が必要になるので、核となる団体やその維持について考える必要が出てくるけれども。頼む方も遠慮なく頼め

る。実際に対応する方も僅かとはいえ実入りがある。そういう仕組みも必要ではないかと思えます。今後の検討事項という感じですけど。

小柳会長 : 貴重な御意見ありがとうございます。事務局の方でも今の意見も踏まえながら対策を検討していただければと思います。

私の方からもお話をさせていただきます。対策9 学生支援のところですが、ワークショップに学生も参加させていただくという話になっておりますが、地域包括ケアシステムですとか、市内の高齢福祉行政や施策、グループワークの作法という部分、これらに参加する学生に対して事前に研修という形で御講義いただいたわけですが、学内や受講した学生からの評価が非常に高かったです。アンケートという形で把握したわけではありませんが、学生から「満足した」という声が聞かれております。今後、十分な体制を持って参画させていただけると考えております。ありがとうございました。

高瀬委員 : 学生の参加はありがたい話ですね。

小柳会長 : ありがとうございます。他にも御意見ございませんでしょうか。

池田委員 : その他のところで対策7に関連したお話をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

小柳会長 : 後ほどよろしくお願ひします。

他に御質問等ございますか。

次は次第3 審議案件1 生活支援体制整備事業の実施について事務局からお願ひします。

島田主査 : 資料5をご覧ください。冒頭に生活支援体制整備事業の実施についてというタイトルを付けております。

次のスライドに映っていただいて、「はじめに」というところになるのですが、平成29年4月1日に当協議会を設置し調査やワークショップの実施を通じて住民ニーズを把握して議論を進めてまいりました。その結果第3回協議会において対策の方向性がまとまりまして現在対応中でございます。生活支援体制整備事業につきましては国が求めている内容というものもございますので、本日はその対応について事務局案をお示ししますので御意見を頂戴したいと思っております。

次のスライドをご覧ください。生活支援体制整備事業の目的をもう一度確認させていただきます。これは国の要綱から抜粋したものでございますけれども、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービス提供のみならず、地域に身近な存在である市町村が中心となって生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加を一体的に図っていくことを目的とするとあります。

そして次のスライドでございますけれども、国が求める具体的な取組としては、第1層、これは八戸市全体を1つの区域としてみる考え方、及び第2層、こちらは第1層を細分化したもので住民に身近な区域でございます。具体的には日常生活圏域や中学校区、町内会、民児協や地区社協の区域といったものが該当します。これらのところに生活支援体制を整備するということでございます。1つは協議体の整備でございます、多様な関係者間の定期的な情報提供及び連携や協働による取組を促進するもの。もう1つが生活支援コーディネーターの配置でございます。コーディネーターが何をやるのかということにつきましては、資源開発、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングとなっております。ニーズと取組のマッチングというと分かりにくいかもしれませんが、生活相談を受けてサービスや助け合いの仕組みと結びつけるということです。

次のスライドですが、第1層、第2層の考え方を再整理してみました。第1層につきましては市内全体を1つの区域として見る。第2層につきましては全国一律の基準はありませんが、地域の事情を反映させた地区割りが求められておりまして、例えば日常生活圏域、学区、民生委員や地区社協の区割りが考えられます。これについて八戸市の場合は高齢者施策の中で12の日常生活圏域を設定しておりまして、さらにそこから細分化して民児協、地区社協の25地区がベースにあります。これはなぜかということなのですが、私の理解では、実は地域福祉の始まりは第2次世界大戦後にGHQが各地域に地域福祉を充実させるという方針を示し、人材を確保するという観点から民生委員という存在が生まれたという経緯が影響しております。地域福祉において民児協や社会福祉協議会の存在が非常に大きくなっておりますので、そういったこれまでの文脈を全く無視して1から区割りを考えるというのは非現実的だと思われまして、そういったところから、先ほど申し上げたような地区の考え方が定着していると考えられます。そこで八戸市の第2層についても過去からの蓄積も考えて、民児協、地区社協の25地区を当てはめて体制整備を進めていってはどうかと考えております。

次のスライドでは実際にどういった地区の分け方になっているのかを示しております。一番左側に12の日常生活圏域を示し、右隣に12の担当包括、高齢者支援センターを掲載しました。普段は12の日常生活圏域という考え方で対応が進められていますが、より現場に近いところでは25の区域を意識して業務が行われております。

次のスライドをご覧ください。国の求める内容としましては協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置というものがございましたが、協議体はどういった人々で構成されるのかについてお示しいたします。国の要綱の中

では、地域包括支援センター、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター、市町村などということをございまして、地域の事情にあわせて構成してよいこととされております。

次のスライドでございますが、コーディネーターの業務イメージです。国は生活支援コーディネーターを配置するよう求めておりますが、具体的にコーディネーターが何をするのかという疑問があると思いますので、イメージをまとめました。資源開発につきましては、前回御報告した社会福祉法人ぶさん会さんのごみ捨て支援というのがございましたけれども、実施にあたっては私どもが法人や施設に御相談したり、実際の利用者を探すための手立てを講じ、最後は関係者全員で話し合っ て試行事業がまとまり、その後の動きになりました。このような動きをして資源開発をするということでございます。そしてネットワーク構築につきましては、当協議会のような場を設けることであつたり、普段から各町内や民生委員さんの会合に参加してコミュニケーションをとっておくといったことでございます。ニーズと取組のマッチングについては、ニーズを有する高齢者に関する相談を受けてサービスやボランティアにつなげるといったことでございます。

次のスライドは実際にコーディネーターを誰が担うのかということでございます。国の要綱を見ていきますと特定の資格要件を定めてはおりませんが、市民活動への理解があり多様な理念を持つ地域のサービス提供主体と連携、調整できる立場の者で、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましいとしております。他の地域の例をみていきますと、研修を受講したからコーディネーターであるとか、逆に受講してないからコーディネーターではないということにはなっておりません。具体的には地域包括支援センターの職員、社会福祉協議会の職員、NPO 法人の職員というように様々な例があるということでございます。

次は八戸市の取組状況でございます。協議体の整備につきましては第 1 層が当協議会として、第 2 層はワークショップを各地区で実施し、実際に住民の方々や福祉施設の方、学生、市職員も入って実施しております。生活支援コーディネーターにつきましては第 1 層が市職員となっております、第 2 層については検討中でございます。ここが本日の話題になるところです。

今後の取組案でございますが、協議体については現行のものを着実に実施していくことを考えておりますが、生活支援コーディネーターにつきましては第 1 層は高齢福祉課職員が対応し、第 2 層については高齢者支援センター職員に担っていただくのが現実的ではないかと考えております。

次のスライドには高齢者支援センターについての説明を掲載しております。

市内 12 の日常生活圏域に 12 の高齢者支援センターがあるのですが、業務内容としては以下ようになります。総合相談支援業務は高齢者の介護や認知症に関する相談などに対応する業務です。権利擁護業務では消費者被害に関する相談や虐待へに対応を行っております。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、介護が重くない人へのサービス等の調整を行ったり、民間のケアマネジャーに対する支援等を行っております。これらの仕事は普段から施設とか医療機関、住民、ボランティア、行政機関などと連携しながら実施しているところをごさいますて、実際に対応する職員は社会福祉士、保健師または看護師、主任介護支援専門員の 3 職種になっております。

次のスライドをご覧くださいまして、第 2 層の生活支援コーディネーターに高齢者支援センター職員を充ててはどうかと申し上げましたが、なぜ高齢者支援センターなのかについても御説明いたします。まず前提条件を整理してみました。第 2 層生活支援コーディネーターとは何かと考えますと、直接地域に入って、相談を受けたり、ネットワークを構築したり、社会資源を開発することが求められております。高齢者支援センターが実際にどういう動きをしているかといいますと、住民からの相談を受け、地域のネットワークづくりをし、町内会、民児協、地区社協などと連携しながら業務を行っており、もともと第 2 層生活支援コーディネーターと重なる動きをしていると考えております。

次のスライドでございますけれども、高齢者支援センターに期待を押し付けるわけにはいきませんので、先方の事情も考えてみました。高齢者支援センターの事情としては、第 2 層生活支援コーディネーターに重なる活動はしていますが、新たに第 2 層協議体の運営、例えば自力で住民を集めて意見交換の場を作るということであったり、社会資源の開発として自力で企業や住民団体に働きかけるというのは大きな労力を伴うため対応が難しいと思われまます。また高齢者支援センターが今年度設置されたばかりという事情もございますので、そういったことを考える必要があると思われまます。一方、地域の方の事情も考えてみました、最初、既存の資源以外に新たにコーディネーターを探すということも考えたのですが、地域から「相談窓口がたくさんあってよく分からない」というお声をいただいたことを思い出して、再検討しました。例えば高齢福祉の分野だけでもそういったことはありまして、平成 18 年度に市高齢福祉課に地域包括支援センターが設置され、各地区の出先機関として 12 の在宅介護支援センターがございました。そのあと在宅介護支援センターが地域包括支援センターサブセンターという名前が変わり、今年になってサブセンターが取れるだけかと思ったら高齢者支援センターという名称になったわけでございます。地域からは「分かりにくい」という声もござ

いますので、窓口を分散するのは望ましくないと思いますし、国の方としても共生社会や地域包括ケアシステムという文脈の中で、利用者が気軽に相談できるワンストップの体制や機能集約の方向性を打ち出しております。そういったことも考慮すべきだと思います。

次のスライド、高齢者支援センターの活用3というタイトルのところでございますが、高齢者支援センターの負担軽減を考えながらお願いをしないといけないと思われましたので、具体策を考えてみました。第2層生活支援コーディネーターにつきましては、現在通常業務として実施していることに重なる、ニーズと取組のマッチングと住民との関係作りに注力していただくこととして、業務が増えるイメージがある第2層協議体の設置運営とか社会資源開発については昨年来のとおり第1層生活支援コーディネーターが主導することにしてはどうかと思います。せっかく昨年度ワークショップを試行し、形を作ってきたところでありますので、これを崩す必要はないのではないかと考えております。今のところは参加した住民の方から良い評価をいただいておりますし、継続すべきとの意見も頂戴しておりますので、昨年度の実施方法を踏襲することにはしたいと思っております。あと社会資源の開発につきましても第1層生活支援コーディネーターの方で主導していくこととし、必要時にピンポイントで第2層生活支援コーディネーターに関わっていただければ十分であろうと考えております。

次のスライドに当事業の将来イメージを掲載しております。右側に第1層、第2層の生活支援コーディネーターが載っております。第1層協議体である生活支援体制整備推進協議会の企画や運営は第1層生活支援コーディネーターが担い、第2層協議体たるワークショップの企画や運営は第1層生活支援コーディネーターが担い、当日の参加や住民への周知は第2層生活支援コーディネーターが行うということを考えております。そこに学生さんも参加、協力するというかたちです。そして平時からの住民への相談対応、住民組織との交流、地域ケア会議の実施などでニーズやアイデアを抽出することについては第2層生活支援コーディネーターに担っていただくのが良いだろうと考えております。実は第1層、第2層の生活支援コーディネーターが連携して業務を進めていくことが求められております。全国の全ての例を把握しているわけではありませんが、第1層と第2層で完全に分けて対応しているというのが通常のようにあります。事実上分離してしまっていると見ています。当市の場合は第2層協議体を両生活支援コーディネーターと一緒に実施するというをあらかじめ盛り込んでおくことによって、意識せずとも必ず連携できる状況にしたいと思っております。

次のスライドに地域ケア個別会議についての説明を載せております。当協

議会に若干似た部分もありますが、高齢者支援センターが主催して、医療、福祉の専門職や町内会、民児協が集まって、実際にその地域で生活している方をどのようにして支えるかを検討する場になっております。この会議も回数を重ねるうちに、例えば「うちの町内は同じようなニーズを抱えている人がいる」というようになってくれば、これを地域の課題として個別事案への対応というよりはもっと広い視点で考えるということになります。生活支援体制整備事業で言えば、当協議会のような場で議論するというところでございます。

そして検討事項ですけれども、1つは第2層の考え方を民児協・地区社協が用いている25地区を当てはめてよいかどうかということでございます。ここで誤解がないように説明を加えますと、第2層の活動を民生委員さんや地区社協さんに全て担っていただくということではなくて、地区の考え方としてどうかということでございます。実際に動くときにはこれまでのように住民、高齢者支援センター、医療機関や福祉施設、市役所などが協働することを考えております。2つめは第2層生活支援コーディネーターの役割を、高齢者支援センター職員に担ってもらうこととしてもよいかということでございます。事前に12の高齢者支援センターに当案の妥当性や負担感などについて尋ねたところ、この案であれば対応できそうであるとの返事をいただいております。一部の高齢者支援センターは今年度の事業計画の中に社会資源の開発を掲げているところがありまして、その職員から「計画したのはいいが単独で動くのは大変だと思っていた。市と協働するということも考えられるのか。」という意見がございました。第2層生活支援コーディネーターになっていただければ、生活支援体制整備事業という枠組みの中で連携や協力が可能だと考えております。第2層生活支援コーディネーターになることが単に高齢者支援センターの業務負担増になるのではなく、逆にサポートが増える部分もあると思われまます。

私からの説明は以上でございます。

小柳会長： ただいまの説明に対して御質問等ありましたらお願いします。

池田委員： 地域包括ケアシステム概念として高齢者限定とは考えていないですね。地域支援事業全体を考えても高齢者だけではなく、子どもから高齢者まで皆が生活できるシステムとして地域包括ケアというのがありますよね。今の話で言いますと、高齢者限定の話になっているのでどうだろうかと思うところです。あと高齢者支援センターというと高齢者だけという形なので、それでスタートするのはいいのですが、スタートしたあとに変化させることができるのだろうか。そこが疑問です。

島田主査： 地域包括ケアシステムというと年齢関係なく地域全体を巻き込んで体制を構

築するということであると思います。ただ地域の資源を見ていくと高齢者のための施設、児童のための施設、障がい者のための施設というように分かれているのが実際のところですが、なかなか一気にそこまで踏み込みにくいというのが正直なところでございます。地域に包括ケアシステムという理念に基づいて設置されている施設の代表的なものとしては地域包括支援センターということになると思いますが、当課としてまず着手できる場所としては高齢者ということでございます。例えば介護予防という視点で言えば、高齢者を対象に介護予防教室が開かれていたりしますが、もっと若い人にも加わってもらった方がより効果が上がるだろうと思われるわけでございます。そうなったときには、若い人への関わりが出てきますが、そうなれば対応しているところ、あるいは対応できる場所を見つけて話をしていくことになるだろうと思います。今の時点で一気に全体をとというのは容易ではないと考えております。

中里課長 : 国が言う地域包括ケアシステムについては池田委員がおっしゃったとおり全体的なことを考えていくということになります。高齢者からスタートしたいということなのですが、共生社会ということで障がい者も児童も一緒にやっていくことが望まれています。ただ、八戸市の仕組みとして、高齢、障がい、児童は別々の課が担っております。将来的にどうなるか明確に申し上げられないところがあるのですが、現段階においては高齢者については高齢福祉課が所管して進めていくことになると思います。地域包括ケアというキーワードの基について全てを高齢福祉課や高齢者支援センターのみでは対応することができないということがあります。この先、制度改正等によって高齢、障がい、児童などが一緒になることもあるかもしれませんが、現在はこういう状況にあります。人口の規模がもう少し小さい自治体であれば全てを一緒にして対応をすすめるということがしやすいかもしれませんが、八戸市の人口規模で実施するとなれば対応する部局や施設の規模も大きくなり容易ではないと考えられます。当市の現状を踏まえて今はこういった対応ですすめていきたいということでございます。

高瀬委員 : 現状はやむをえないということですね。

池田委員 : 地域包括ケアの1つの要素が生活支援コーディネーターと考えており、コーディネーターとは地域を支えるサポーターだと思います。そこを高齢者に限定したときにこういった動きになるかイメージしきれないところがあって質問しました。この間、介護支援専門員協会三八支部の研修のときも保健所の方がお話をしていたんですけれども、そういった形で進めていきたいとおっしゃっていたものですから、それと八戸市の考え方が違うのかなと思ったところもあります。

中里課長 : 高齢者施策、障がい者施策共に課題はありますが、今の時点では高齢者を中心にコーディネートを行っていくというのが現実的に対応できる場所であるだろうと考えておりました。

高瀬委員 : そのうち何でも支援センターになるのかもしれませんがね。今の時点ではこういうスタートをきるということですね。

小柳会長 : ありがとうございます。さまざま検討課題があるということでした。社会福祉法の改正によって社会福祉法人の役割であるとか地域での立ち位置というものがどんどん変わってきています。先ほど高瀬委員からもありましたように公益的な活動であるとか。厚労省の関係課や関係室が連名で通知をしております、例えば高齢者施策の地域支援事業とかに関わる社会福祉法人の職員が、児童福祉施策と連携したときに労働時間としてカウントする仕組みとかができてきている中で、この生活支援体制整備事業も分野横断的な取組が実現できるような制度環境が整いつつあるのだろうと思います。そういった情報収集や周知も、地域共生社会や地域包括ケアシステムの実現にとって大事なことであろうと思っておりました。

他に御意見等ございますか。

では、資料5の末尾にある検討事項について意見を伺ってまいります。民児協・地区社協が用いている地区の考え方を、当事業の第2層にも当てはめるという点についてはいかがでしょうか。

御厨委員 : 私は事務局から御提案があった内容で妥当だろうと思っております。民児協の25地区をこれに当てはめていただければいいのかなと思っております。次の第2層生活支援コーディネーターの役割を高齢者支援センターに担ってもらおうということですが、この点についても事務局案でよいと思います。ただ、高齢者支援センター職員に負担がかからないような上手な方法と一緒に連携してやっていくのが好ましい姿なのかなと思います。

小柳会長 : ありがとうございます。他にございますか。

高瀬委員 : 第2層生活支援コーディネーターを高齢者支援センター職員に担ってもらおうという部分なんだけれども、今市の委託事業としてセンターを運営していますよね。コーディネーターを新たにお問い合わせすることについて、委託料が増額になるのか、あるいは現状のままでということなのか。そのあたりはいかがですか。

中里課長 : これについては委託料の増額は考えておりません。高齢者支援センターの役割として地域に入って行って高齢者の相談に乗ったり、サービスにつないだりしておりますので、第2層生活支援コーディネーターになったことによって新たに増える業務はさほどないだろうと感じております。増える部分もありますが、そこについては第1層生活支援コーディネーターが主になって

対応することにして、支援センターにあまり負担がかからないようにと思っています。今の業務の延長線上で対応できる部分は担っていただくという考えてございます。支援センターの職員にコーディネーターを担ってもらうのですが、単独でやってもらうということではなくて、地区社協、民児協、その他にもさまざまな方の協力を得ながらやっていくというかたちです。それが地域のネットワークづくりにもつながっていくというイメージで考えておりました。

高瀬委員： 高齢者支援センターといえども運営費がかかるでしょうから。民児協や社協は非営利の組織ですのでいいですけどね。コストのところは気になったところですよ。

小柳会長： ありがとうございます。他に御意見等ありますでしょうか。
では次に、第2層生活支援コーディネーターの役割を、高齢者支援センター職員に担ってもらうという点についてはいかがでしょうか。

高瀬委員： 中里課長がおっしゃったように、第1層と第2層が連携協力、協働していかなければいけない。そこまでもっていくのは容易ではないと思うけれども、実際の取組のほかにもPR、研修会なども頻繁にやっていく必要が出てくると思います。誰かの号令によってすぐに形ができるというものではないでしょうから。各所との事前の協議も十分にさせていただく必要も出てくると思っています。

小柳会長： 広報、PR、情報共有といったところを徹底しながら進めていく必要があると思われま。

他に御意見はありませんか。

ではないようですので、当協議会の委員の意見を反映させる形で事務局案を承認してもよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

小柳会長： では、事務局には対策を進めていただければと思います。
本日予定していた案件は以上ですが、他に皆様から何かあればお願いします。

池田委員： 私から。私のところの事業所は内舟渡にあるのですが、地域を知っておかなければいけないということで、内舟渡の集会所で介護予防教室を実施していこうという話をしております。今回、医師会の看護師の方に参加していただき、弊社から職員の荒川という者も体操の先生として加わって実施しました。10時から血圧測定などをして、10時30分から予防体操、11時から懇談会、11時40分から昼食という流れでした。まず地域の事業所として、住民の方々がどのように過ごしているのかとか、どのような不安を持っているのかというのを直にお聞きする機会を持ちたいということで実施したところですよ。

健康不安であったり、生活の不安を持っている方が思ったよりも多い印象で、話を聞く中で思いを掘り下げることができたと思っています。まず半年間実施しようと計画していますのでその過程で高齢者支援センターや第2層生活支援コーディネーターとも連携していければと思っています。地域の全てを1つのところが抱え込むのではなく、いろいろな事業所が今後も出てくるでしょうから、みんなで見ていくという体制ができればと考えております。

それともう1つなのですが、オリパラ介護です。弊社で行っている事業の中に介護旅行というものがございます。その親会社が東京の渋谷にある株式会社エス・ピー・アイあ・える倶楽部というところがございます、パラリンピックに障がいがある方が行くという旅行は活況なのですが、高齢者で要介護だとか障がいがある方を旅行に連れて行くというサービスはほぼないような状況です。それで今、東京本社が一般社団法人を立ち上げてオリンピックに全国から10,000人を連れて行ける仕組みを整備しようという活動を始めています。今年の9月に東京で集会を行い、PR活動もしていく予定です。要介護とか要支援と認定されている高齢者をオリンピックに連れて行ける仕組みを作ろうということで取り組んでいるところでした。私も青森でPRしていければと思っていますので、もし御興味がある方がいらっしゃいましたら御連絡くださればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

高瀬委員 : これ一般社団法人ということで、国や県などから助成金を受けていたりするのですか。

池田委員 : 今のところは考えていないと聞いています。民間での募金だったりクラウドファンディングをした中で、できるだけ少ない金額で皆さんをオリンピックに連れて行きたいということで活動するということでした。始めたばかりで、日数も多いわけではありませぬのでどこまでできるか分からないのですが、高齢者でも障がいがある方でもオリンピックに行けるようにするための活動があるというのは良いことだと思っています。

高瀬委員 : 良い思い出作りにもなるでしょう。社会貢献であり高齢者の社会参加の1つの形でもありますね。

池田委員 : 若い頃に東京オリンピックを見た方がもう一度というところですか。夢をかなえるということでもあるのかなと思います。

小柳会長 : コンセプトが明確で分かりやすいですね。
他に何かございますか。

それでは議事を終了します。皆様のご協力ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

山口主査 : 本日はありがとうございました。

以上を持ちまして、第4回 八戸市生活支援体制整備推進協議会を終了いた

します。お疲れ様でした。